

静岡県私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校実態調査要領

1 調査の位置付け

本要領に定める調査とは、私立幼稚園（新制度移行園のうち、施設型給付幼稚園、幼稚園型認定こども園を含み、幼保連携型認定こども園は含まない。）、私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立特別支援学校並びにそれを設置する学校法人等及び幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対して行なう私立学校法第6条に基づく報告徴求並びに補助金交付対象校（園）にあつては、私立学校振興助成法第12条第1項第1号及び静岡県補助金等交付規則第21条に基づく報告徴求若しくは調査をいう。

なお、これらの法令に基づかない任意調査を実施する場合にあつては、学校法人等の協力を得た上で本要領に定める事項に準じて調査を実施するものとする。

2 調査の目的

この調査は、法令等の遵守状況、補助金の適正な執行及び私立学校の運営状況等を的確に把握し、もって健全な学校運営の確保、教育環境の向上及び保護者の経済的負担の軽減その他統計調査等に資することを目的とする。

3 調査事項

この調査は、下記の事項について行う。

ア 学校法人等の組織、議事録、役職員及び財産

イ 私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立特別支援学校の運営状況、園児、児童、生徒の状況及び校（園）務に従事する教職員の状況その他業務内容

ウ 寄附行為、学則（園則）、貸借対照表、収支計算書その他経理に係る帳簿及び業務に係るある施設その他物件

エ その他、特に指示のあった事項

4 調査の方法

(1) この調査は、毎年度、調査を実施する年度の5月1日現在及び前年度の運営状況等について、次の方法により行う。

なお、特別の理由により、次のイ、ウの調査について、アに基づく書面による調査（以下、「書面調査」という。）に代えることができるものとする。

その他、特別の理由により必要に応じて調査を行うものとする。この場合において、調査時点及び調査方法はその都度検討して決定することとする。

ア 報告書の徴求

イ 個別学校への現地調査（以下「現地調査」という。）

ウ 個別学校への集合調査（以下「集合調査」という。）

(2) (1)アの報告書の徴求は、本要領が対象とする全ての学校並びにそれを設置する学校法人等（幼保連携型認定こども園を設置する学校法人を含む）を対象に毎年度、別に調査様式、記載要領等を定めて行なうこととする。（別紙様式1）

(3) 現地調査は、本要領が対象とする私立学校のうち経常費補助金を交付する学校を対象として、次のとおり実施する。

ア 既設の私立学校

学校法人等が設置する本要領が対象とする私立学校のうち、設置後3年を超えた学校につ

いては、概ね3年周期を目途に行うことを原則とする。

イ 新規設置の私立学校

- ① アの私立学校を設置する学校法人等が新たに学校を開校（園）する場合は、前項の規定にかかわらず、開校（園）年度において現地調査を行い、開校（園）2年度目以降はアにより取り扱うものとする。
- ② 本要領が対象とする学校種以外の私立学校を設置する学校法人等が、本要領に定める学校を新たに開校（園）する場合は、開校（園）後3年間は現地調査を行うものとする。

ウ 特別の理由により調査を必要とする私立学校

- ① 不正又は不適切な運営等により新聞等の報道があった場合や園児、児童、生徒又は保護者からの苦情が多数寄せられ、その内容から就学機会の確保や教育環境の維持に支障が生じている恐れがある場合は、速やかにその事実を確認するため、当該事実に関する報告書を徴するとともに、必要に応じ現地調査を行うものとする。
 - ② 不適切な会計処理等により経常費補助金又は運営費補助金の返還を求めた学校法人等が設置する私立学校については、当該事実が発覚した年度の翌年度から5年間は現地調査を行うものとする。
 - ③ 学校法人等の会計処理において、補助金の返還にまでは至らなくても、使途不明金の存在などにより不透明な会計処理があると認められる場合は、当該事実が発覚した年度の翌年度から3年間は現地調査を行うものとする。
 - ④ 当該年度において、監査委員事務局による財政的援助団体の監査対象となっている学校法人等が設置する私立学校については、必要に応じて、当該監査前に現地調査を行うものとする。
 - ⑤ 上記の他、私学振興課長が必要と認める場合は、随時、調査を行うものとする。
- (4) 集合調査は、経常費補助金を交付する私立学校のうち、現地調査の対象とならなかった学校を対象として、次のとおり実施する。

ア 実施方法

県内の東部、中部及び西部の地区ごと若しくは県内1箇所場所に場所を定め、年度内最低1回以上は実施することとし、原則として、各地区で実施する場合の集合調査の対象は、各地区に所在する私立学校とする。

イ 調査事項

集合調査における調査事項は、3に定める事項につき行なうこととするが、時間的制約等により、当該調査事項のうち一部を省略して行なうことができる。

- (5) 現地調査は、原則2名以上の職員をもって行う。
ただし、現地調査及び集合調査において特別の事情がある場合はこの限りではない。

5 現地調査及び集合調査の実施手順

(1) 計画

現地調査及び集合調査（以下「現地調査等」という。）の実施に当たっては、年度当初に当該年度内の実施計画を策定する。

その際、当該調査の要員、日程、予算等について、調査が効率的に行なわれ、かつ、十分な効果が期待できるよう配慮するものとする。

(2) 準備

現地調査等の実施に当たっては、調査員は当該私立学校に係る4(1)アの報告書、前回調査の指摘事項及び寄せられた苦情等を事前に把握し、調査の分担、順序、方法等を定めておくものとする。

(3) 着 手

現地調査等は、当該学校法人等に対して、現地調査にあつては別紙様式2、集合調査にあつては別紙様式3により事前に通知して着手するものとする。

ただし、緊急を要する場合にあつては、この限りではない。

(4) 実 施

現地調査等は、別に定める実態調査チェックリストに基づいて、迅速・的確に実施し、公正・妥当な結果が得られるよう努めるものとする。

(5) 調査結果通知及び改善状況の報告

調査結果については、別紙様式4による「結果通知書」に別紙様式5による「実態調査結果書」を付し、2か月以内の報告期限を定め、原則として3月末までに該当学校法人等に通知するものとする。

なお、必要に応じ改善事項の確認のための再調査を行うものとする。

6 改善指導の区分

(1) 指 摘

以下の①から④に係る事実については、指摘事項とする。

① 法令等、寄附行為の規定に反する取扱いをしていると認められるとき。

② 在学（園）する園児、児童、生徒の数が知事の認可した収容定員を上回るとき。

③ 入学する児童、生徒の数が知事の認可した定員を上回るとき（小学校、中学校、高等学校のみ）。

④ 前回調査において指導事項になった事項が改善されていないとき。

6(1)①における法令等とは、教育基本法、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法、これら法律に係る政省令その他関係法令（学校教育法において引用する学校保健法等）及び法令に基づく知事の命令並びに私立学校規程、設置認可等審査基準等、静岡県補助金等交付規則及び補助金交付要綱とする。

なお、労働基準法、道路交通法等の私立学校の運営上関連する法令であっても、他の省庁等が所管する法令については、原則対象外とするが、関係省庁等から法令に基づく業務改善命令等の行政処分を受けるなど、私立学校の管理運営上において、不適切であると認められるものについては、(2)の指導事項とする。

さらに、その状況下において、正当な理由なく、改善を怠っている場合は、(1)の指摘事項とすることができる。

(2) 指 導

以下の①及び②に係る事実については、指導事項とする。

① 学校法人等の会計処理又は事務処理が適正性を欠いていると認められるとき。

② 学校法人等及び設置する私立学校の運営が適正性を欠いていると認められるとき

この場合において、学校法人等の会計処理が適正性を欠いているとは、法令等に直接抵触しない事項であつて、設置者が定める給与規程、経理規程等の会計処理のための内部規程に反する取扱い、経理処理上において重大又は慣習的に行なっている不適切な取扱いその他事務処理の過誤、不備等が多いことをいう。

また、学校法人等及び私立学校の運営が適正性を欠いているとは、法令、寄附行為等に抵触しない事項であつて、学（園）則、就業規則等の内部規程に反する取扱い、人事管理、施設管理等の运营管理又は園児、児童、生徒の安全管理に適正性を欠くことをいう。

なお、指導に該当する事項であっても、複数回にわたり同様の内容が継続ないし断続的に繰り返された場合や、校種、内容及び程度に応じて指摘事項とすることができる。

一方、指摘事項に該当するが、学校法人等が自ら改善に向けて取り組んでいると認められる場合であって、法人等だけでは是正・改善が行えないなど、特別の理由により是正・改善が遅延している場合に限り、指導事項とすることができる。

(3) 意見

(1)及び(2)以外の事実で、改善することが望ましいと思われる事項については、意見事項とする。

ただし、意見事項については、直ちに改善を要求するものではないことに留意する。

7 調査員の留意事項

- (1) 現地調査等の実施に当たっては、学校の業務に支障が生じないよう留意しなければならない。
- (2) 学校法人等及び学校が所有する金庫等を開錠して調査する必要がある場合には、その保管責任者の了解の上、相手方の関係者のうち1名以上を立ち合わせなければならない。
- (3) 常に穏健・冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するようにしなければならない。
- (4) 常に品位を保持し、信用を傷つけることのないようにしなければならない。
- (5) 調査に当たって知り得た秘密は、外部に漏らしてはならない。

8 雑則

この要領に定めるもののほか、調査に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領の施行により、平成21年1月6日施行の静岡県私立幼稚園実態調査要領は廃止する。

法人名又は名称
代表者の氏名 様

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課長

令和 年度 私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校
実態調査票等の提出について

このことについて、私立学校法第 6 条、私立学校振興助成法第 12 条第 1 項第 1 号及び静岡県補助金等交付規則第 21 条の規定に基づき、私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校の実態等について報告を求めますので、下記により実態調査票等を提出願います。

記

1 提出書類

- (1) 私立学校実態調査票 2 部
- (2) 添付書類（最新のもの） 1 部
 - ア 寄附行為
 - イ 学（園）則
 - ウ 園児、児童、生徒の名簿及び出勤簿の写し
（令和 年 5 月 1 日現在）
 - エ 募集案内
 - オ 学校基本調査の写し
（児童生徒（園児）数、校（園）地・校（園）舎の該当頁のみ）
 - カ 前年度の教育活動等に対して作成した学校評価書
 - キ 年間行事予定表

2 提出期限等

- (1) 提出期限
令和 年 月 日（ ）
- (2) 提出方法
郵送

3 提出先

私学振興課 指導班
住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

4 留意事項

- (1) 記載に当たっては、別添「実態調査票記入上の注意事項」を参照してください。
また、別添「実態調査票重要確認事項チェック表」も活用してください。
- (2) 本調査により提出される各調査票等については、補助金事務及び実態調査以外に使用しません。
- (3) 年度により私立学校コード番号が変わる可能性がありますので、今年度のコード表に従い、正しいコード番号を記入してください。

担 当
電話番号
F A X
E - Mail

※ 補助金交付対象外校（園）の場合、「私立学校法第 6 条、私立学校振興助成法第 12 条第 1 項第 1 号及び静岡県補助金等交付規則第 21 条の規定に基づき、」を「私立学校法第 6 条の規定に基づき、」に変更する。

法人名又は名称
代表者の氏名 様

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課長

令和 年度 私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校
実態調査（現地調査）について（通知）

このことについて、私立学校振興助成法第12条第1項第1号及び静岡県補助金等交付規則第21条の規定に基づき私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校の状況に関する調査を下記により実施しますので、御協力をお願いします。

なお、調査時間等詳細につきましては、調査担当者が事前に連絡します。

記

- 1 調査対象校（園）
- 2 調査年月日
- 3 調査担当者
- 4 その他

《現地調査における準備書類等》
別紙のとおり

担 当
電話番号
F A X
E - Mail

※ 補助金交付対象外校（園）の場合、「私立学校振興助成法第12条第1項第1号及び静岡県補助金等交付規則第21条の規定に基づき、」を削除する。

(現地調査通知別紙参考)

現地調査に当たって用意する書類等

- 1 寄附行為認可書
(変更があれば変更認可書又は変更届出書も)
- 2 法人の登記簿謄本
- 3 法人の諸規程
…就業規則、給与規程、退職金支給規程、経理規程、
役員報酬の基準など
- 4 理事会・評議員会の議事録、開催通知、委任状、
理事・監事・評議員の履歴書
- 5 監事の監査結果報告書(理事会宛と評議員会宛の2通)
- 6 ○○、○○年度の事業計画書、○○年度の事業報告書(寄附行為上作成義務あり)
- 7 ○○年度実施の学校評価に関する書類
- 8 県への各種届の副本
- 9 入学(園)案内
- 10 園児、児童、生徒関係書類
…出席簿、入学(園)願書綴、退学(園)願綴、卒業(園)
者名簿、園児、児童、生徒の健康診断結果
- 11 教職員関係書類
…辞令等任免関係書類、教員免許状(写)、履歴書、健康診断結果、退職金受領書、出勤簿、給与
支給台帳、手当認定簿など
- 12 学校医等の就任承諾書または委嘱状
- 13 校(園)舎配置図、平面図、校(園)地及び運動場の実測図
- 14 校(園)舎、校(園)地の登記簿謄本又は登記済権利証、公図(写)
- 15 借地などがある場合は貸借契約書
- 16 飲料水の水質検査結果(最新のもの)
- 17 学校保健安全計画(毎年作成の義務あり)
- 18 地震防災応急計画(消防計画)届出書控
- 19 納付金管理台帳、寄付金台帳、寄付申込書
- 20 学校基本調査の控
- 21 補助金関係書類
…交付要綱、要領、申請書、交付決定通知書、交付確定通知書、補助簿(補助金経理簿)等
- 22 会計関係書類
…貸借対照表、収支計算書、財産目録、勘定元帳等の会計帳簿類、会計伝票、預貯金の年度末現
在の残高証明、固定資産台帳、補助活動に係る会計書類、預金通帳、小切手帳、小口現金出納
簿、領収書綴、借入金の期末残高証明書等
- 23 施設設備利用料収入がある場合は、利用申込書または契約書
- 24 スクールバスの車検証(写)、運行記録簿、運転手の運転免許証(写)
- 25 就学支援金関係
…認定通知、生徒への還付、授業料との相殺状況が確認できる書類
- 26 その他調査に当たり必要となる書類等

(注1) 1～7については、学校法人のみ対象

(注2) 21については、静岡県私立学校経常費補助金の交付を受けている学校法人のみ対象

(注3) 25については、私立学校等就学支援金の代理受領を行っている学校のみ対象

法人名又は名称
代表者の氏名 様

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課長

令和 年度 私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校
実態調査（集合調査）について（通知）

このことについて、私立学校振興助成法第12条第1項第1号及び静岡県補助金等交付規則第21条の規定に基づき、私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校の状況に関する調査を下記により実施しますので、御協力をお願いします。

記

- 1 調査日時
- 2 調査会場
- 3 調査担当者
- 4 その他

《集合調査における持参書類等》

- 1 ○○年度の予算（補正予算も含む。）及び役員選任に係る審議が確認できる理事会・評議員会の議事録（学校法人の場合）
- 2 ○○年度の予算書（補正予算も含む。）
- 3 ○○年度の決算に係る監事の監査結果報告書
- 4 ○○年度の総勘定元帳
- 5 ○○年度の予算の流用、予備費の充当に係る書類
- 6 ○○年度の事業報告書
- 7 ○○年度の事業計画書
- 8 ○○年度に実施した学校評価
- 9 ○○年度学校基本調査（控）
- 10 在籍する教員の免許状の写し
- 11 その他調査に当たり必要となる書類等

担 当
電話番号
F A X
E - Mail

※ 補助金交付対象外校（園）の場合、「私立学校振興助成法第12条第1項第1号及び静岡県補助金等交付規則第21条の規定に基づき、」を削除する。

法人名又は名称
代表者の氏名 様

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課長

令和 年度 私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校
実態調査の結果について（通知）

このことについて、別紙のとおり※（改善を要する事項を）通知します。

※ ついては、改善措置等を講じるとともに、私立学校振興助成法第12条第1項第1号の規定に基づき、改善措置の状況及び計画に係る報告を求めますので、下記により報告書の提出をお願いします。

また、前回の調査の結果により改善指示事項として通知した事項について、今回再度指摘がある場合（丸数字が「②」以上の指摘事項）は、改善できなかった理由を併せて記載してください。

なお、本通知は調査時点での状況に基づいて行っているため、その後、改善済みの場合は、その旨を報告書に記載願います。

記

- 1 報告書の様式
別紙様式6及び別紙様式7
- 2 報告書の提出期限
〇〇年 月 日（ ）
- 3 その他

報告書の作成に当たっては、「（別紙様式4参考）」を参照すること。

※ 改善状況等の報告を求める場合に追記する。

担 当
電話番号
F A X
E - Mail

※ 補助金交付対象外校（園）の場合、「私立学校振興助成法第12条第1項第1号及び静岡県補助金等交付規則第21条の規定に基づき、」を削除する。

(別紙様式4参考)

指摘、指導、意見の区分について

1 指摘

(「運営不適正」として経常費補助金の減算要素となります。)

- (1) 法令等(※)、寄附行為の規定に反する取扱いをしていると認められるとき。
- (2) 在学(園)する園児、児童、生徒の数が知事の認可した収容定員を上回るとき。
- (3) 入学する児童、生徒の数が知事の認可した定員を上回るとき(小学校、中学校、高等学校のみ)。
- (4) 前回調査において指導事項となった事項が改善されていないとき。

※法令等…教育基本法、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法、これら法律に係る政省令その他関係法令(学校教育法において引用する学校保健法等)及び法令に基づく知事の命令並びに私立学校規程、設置認可等審査基準、静岡県補助金等交付規則及び補助金交付要綱

2 指導

(上記1(4)にあるとおり、改善されなければ、次回「指摘」となります。)

- (1) 学校法人等の会計処理又は事務処理が適正性を欠いていると認められるとき。
- (2) 学校法人等及び設置する私立学校の運営が適正性を欠いていると認められるとき。
- (3) 他の省庁等が所管する労働基準法、道路交通法等の私立学校運営上関連する法令に反する取扱いをしていて、私立学校の管理運営上において、不適切であると認められるとき。
さらに、正当な理由なく改善を怠っている場合は、指摘事項とすることができる。
- (4) 指摘事項に該当するが、学校法人が自ら改善に取り組んでいる場合であって、法人等だけでは是正・改善が行えないなど特別の理由により、是正・改善が遅延している場合に限り、指導事項とすることができる。

3 意見

指摘、指導以外の事実で、以下の改善することが望ましいと思われる事項については、意見事項とする。

ただし、意見事項については、直ちに改善を要求するものではない。

- (1) 法令等に直接抵触しない事項であって、私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校の設置者が定める給与規程、経理規程等の会計処理のための内部規程に反する取扱い、経理処理上において重大又は慣習的に行なっている不適切な取扱いその他事務処理の過誤、不備等が多いなど、学校法人等の会計処理が適正性を欠いているとき。
- (2) 法令、寄附行為等に抵触しない事項であって、学(園)則、就業規則等の内部規程に反する取扱い、人事管理、施設管理等の運営管理又は園児、児童、生徒の安全管理に適正性を欠いているなど、学校法人等及び設置する私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校の運営が適正性を欠いているとき。

令和 年度 実態調査結果書

学校法人名 _____ 学校名 _____

区 分	項 目	改善を要する事項
指摘事項	学校法人運営	
	学校運営	
	会計・経理	
指導事項	学校法人運営	
	学校運営	
	会計・経理	
意 見	学校法人運営	
	学校運営	
	会計・経理	

注：丸数字は、今回までの指導・指摘回数（①：今回が初めて ②：今回を含めて2回目）

別紙様式6 参考

文書番号
令和 年 月 日

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課長 様

法人名又は名称
代表者氏名

改善を要する事項の措置状況等について（報告）

令和 年 月 日付け総教私第 号による通知について、別紙のとおり報告します。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

電話番号
F A X
E - Mail

令和 年度 改善状況等報告書

法人名又は名称（ ）

区分	項目	内容	改善処置状況 ・改善計画等	前回指摘を受けた 事項が改善され なかった理由
指摘 事項	学校法人運営			
	学校運営			
	会計・経理			
指導 事項	学校法人運営			
	学校運営			
	会計・経理			
意見	学校法人運営			
	学校運営			
	会計・経理			

(別紙様式7参考)

令和 年度 私立幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高等学校
実態調査の報告書について

別紙様式7の記入方法について

(1) 改善措置状況・改善計画等

別紙様式5の「改善等を要する事項」に記載された指摘等の事項を別紙様式7に転記した上で、次の①、②を参考に記載してください。

① 既に改善済みとなっている場合

(記載例)

令和〇年〇月〇日、_____へ届出済み

令和〇年〇月〇日、_____について作成(変更、改正など)済み

令和〇年〇月〇日開催した理事会(評議員会)で審議済み

令和〇年度分から、寄附行為(経理規程など)に基づき実施済み

※ 必要に応じて改善されたことが分かるA4サイズの写しを添付すること。

② 今後改善する場合

(記載例)

令和〇年〇月〇日、_____へ届出予定

令和〇年〇月〇日、_____について作成(変更、改正など)予定

令和〇年〇月〇日開催する理事会(評議員会)で審議予定

令和〇年度分から、寄附行為(経理規程など)に基づき実施予定

※ いつまでに改善する計画であるかについて必ず記載すること。

(2) 前回指摘を受けた事項が改善されなかった理由

丸数字「②」以上の指摘事項について、今回調査までに改善できなかった理由を詳細に記載してください。